

吹田市健都イノベーションパーク利用事業

中学校給食調理等業務委託契約書（案）

1 委託業務名	吹田市健都イノベーションパーク利用事業 中学校給食調理等業務
2 場 所	摂津市千里丘新町 200 番 26 ほか 15 筆 及び 吹田市立中学校（18 校）
3 契約期間	【準備期間】令和●●年●月●日（契約締結日）から令和●●年●月● 日（履行期間開始日の前日）まで 【履行期間】令和●●年●月●日から令和 25 年 7 月 31 日まで 履行期間の始期は、令和 10 年度のいずれかの学期始め
4 業務委託料	業務委託料総額 ●●●●●●●●●●円（推定） （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ●●●●●●円）
5 契約の保証	第 3 条第 1 項第 号 （契約保証金等の額は、業務委託料の年額相当額の 100 分の 5 に相当する額以上とする。）
6 特記事項	個人情報の取扱いについては、別記「保有個人情報取扱いに係る特記事項」によるものとする。

上記の委託業務について、吹田市（以下「発注者」という。）と【応募法人又は応募グループ】（以下「受注者」という。）は、吹田市健都イノベーションパーク利用事業 中学校給食調理等業務（以下「本業務」という。）の実施に関し、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、発注者と受注者は、の記名押印の上、発注者が 1 通、受注者は代表法人である【●●●●】が 1 通を保有する。

（注：受注者がグループの場合、文中に追記する文言は青色マーカーで表記）

令和 年 月 日

発注者

名 称 吹 田 市

代 表 者 吹田市長 後 藤 圭 二

印

受注者 【代表法人】所在地

商 号

代 表 者

印

[構成員]	所在地	
	商号	
	代表者	印

(総 則)

第1条 この契約は、吹田市健都イノベーションパーク利用事業（第2アライアンス棟（第Ⅰ期）整備・運営事業）基本協定書に基づき、中学校給食調理等業務における発注者及び受注者の役割について定める。

2 受注者は、別冊の要求水準書、受注者が提出した提案書及び個人情報取扱特記事項に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の契約期間（以下「契約期間」という。）において、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を実施しなければならない。なお、準備期間においては、履行期間における給食提供（以下「給食提供業務」という。）を実施するための準備（以下「準備業務」という。）を行うものとする。

3 この契約書中に定義のない用語の定義については、吹田市健都イノベーションパーク利用事業（第2アライアンス棟（第Ⅰ期）整備・運営事業）公募プロポーザル実施要項（以下「実施要項」という。）及び吹田市健都イノベーションパーク利用事業（第2アライアンス棟（第Ⅰ期）整備・運営事業）基本協定書の例によるものとする。

4 この契約書、実施要項、基本協定書、要求水準書及び事業者提案は、この契約の内容を構成するものとし、受注者はこれらの内容を契約に定める義務として遵守するものとする。

5 第2項の要求水準書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が事実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあっては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料（推定）（契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料。以下同じ。）の年額相当額の100分

の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第33条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 発注者が、第36条の規定により、本条第1項第1号に掲げる契約保証金を違約金等に充当したときは、受注者は、発注者が充当した額に相当する額を追加で納付しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権の帰属）

第5条 成果物（未完成の成果物及び委託業務を行う上で得られた記録等を含む。以下この条から第9条までにおいて同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（以下この条から第10条までにおいて「著作権等」という。）は、著作権法の定めるところに従い、受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属するものとする。

（著作物等の利用の許諾）

第6条 受注者は発注者に対し、成果物を公表し、複製し、又は、翻案することを許諾する。

（著作者人格権の制限）

第7条 受注者は、前条の場合において、著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使しないものとする。

（著作権等の譲渡禁止）

第8条 受注者は、成果物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する受注者の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。

（著作権の侵害の防止）

第9条 受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

2 受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権を侵害し、第三者に対して損害

の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

（再委託の禁止及び誓約書等の提出）

第10条 受注者は、委託業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、前項ただし書の規定により再委託の承諾を得ようとするときは、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容並びに再委託先に対する履行状況の管理及び監督の方法等を明確にした書面により、申請しなければならない。

3 前項の規定による申請を受けた発注者は、その承諾の可否を書面により受注者に通知しなければならない。なお、承諾をしない場合は、当該承諾をしない理由を具体的に記載するものとする。

4 再委託の承諾を得た受注者は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、委託業務に係る再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

5 受注者は、再委託先に対して、その履行状況を管理及び監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

6 受注者は、再委託先が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を徴取し、発注者に提出しなければならない。ただし、その再委託先との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。

7 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第28条各号に該当する者を再委託先としてはならない。

8 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第27条各号に該当する者を再委託先としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。

9 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第11条 受注者は、委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場責任者）

第12条 受注者は、現場責任者を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

2 受注者又は現場責任者は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

3 発注者は、受注者の現場責任者について、委託業務の実施又は管理について著しく不適

当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第13条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第14条 発注者は、社会情勢の変化等に対応するため必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

（費用及び損害のために必要を生じた経費の負担）

第15条 委託業務の実施に要する費用については、受注者の負担とする。

- 2 委託業務の処理に関し発生した損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）のために必要を生じた経費は、受注者が負担する。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由による場合においては、その損害（要求水準書に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。）のために必要を生じた経費は、発注者が負担するものとし、その額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（第三者に及ぼした損害）

第16条 委託業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額（要求水準書に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適當であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 前2項の場合その他委託業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

（履行期間の延長）

第17条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間までに給食提供業務を開始することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

（履行遅滞の場合における延滞違約金）

第18条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に給食提供業務を開始することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

（報告）

第19条 受注者は、委託業務の全部又は一部を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して報告書を提出し、成果物がある場合には当該成果物を引き渡さなければならない。

（業務委託料の支払）

第20条 受注者は、前条の規定による報告書を提出したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、別紙1に定める支払方法により、その日から30日以内に支払わなければならない。ただし、発注者は、第40条に規定するモニタリングの結果、この契約の内容を満たしていないと判断した場合には、別紙2に従って、業務委託料を減額する。

（善管注意義務）

第21条 受注者は、委託業務を発注者の指示に従い善良な管理者の注意をもって行うものとする。

（権利の帰属）

第22条 受注者から引渡しを受けた成果物に関する権利は、第5条から第9条までに規定する受注者の権利を除き、一切発注者に帰属するものとする。

（発注者の任意解除権）

第23条 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、次条、第25条、第27条又は第28条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は前項の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第24条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由がなく準備業務に着手しないとき。

- (2) 期間内に給食提供業務を開始する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第25条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第4条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) 委託業務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 委託業務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 委託業務の一部の履行が不能である場合又は受注者が委託業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (8) 第29条又は第30条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第26条 前2条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときに、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(反社会的勢力の排除)

第27条 発注者は受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の委託契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 第10条第1項ただし書の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が本条第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(談合等の不正行為に係る解除)

第28条 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 受注者又は受注者の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が独占禁止法第7条の4第7項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを発注者に提出しなければならない。

(受注者の催告による解除権)

第29条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第30条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第14条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者がこの契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第31条 前2条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第32条 発注者は、この契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分に相当する業務委託料を、受注者に支払わなければならない。

- 2 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第24条、第25条、第27条又は第28条の規定によるときは発注者が定め、第23条、第29条又は第30条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

第33条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に給食提供業務を開始することができないとき。
 - (2) 第24条又は第25条の規定により委託業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第24条又は第25条の規定により委託業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 委託業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（反社会的勢力排除に違反する行為があった場合の賠償額の予定等）

第34条 第27条の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者は、違約金として、発注者の請求に基づき、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

2 前条の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者は、解除により生じる損害について、発注者に対し一切の請求を行わない。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等）

第35条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、発注者の請求に基づき、業務委託料の年額相当額の100分の5に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項

(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 受注者又は受注者の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の業務委託料の年額相当額の100分の5に相当する額のほか、業務委託料の年額相当額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 当該刑の確定において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は、この契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が当該条項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第36条 第33条から前条までの場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金、賠償金又は延滞金に充当することができる。

2 受注者が、この契約に基づく違約金、賠償金又は延滞金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に、発注者の指定する期間を経過した日から受注者の支払日までの日数につき、民法所定の割合で計算した遅延金を加えた額を徴収する。

3 前項の場合において発注者の支払うべき業務委託料があるときは、これを相殺して徴収し、なお不足があるときは追徴する。

(受注者の損害賠償請求等)

第37条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を書面により発注者に請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第29条又は第30条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能

であるとき。

（秘密の保持）

第38条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は、発注者の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第39条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（業務実施に関するモニタリング調査）

第40条 発注者は、本業務の実施状況等に関し、モニタリング調査を行うものとし、受注者は、発注者の要請に従い、速やかにこれに協力するものとする。

2 前項に規定するモニタリング調査の詳細な内容については、別紙2に定めるものとする。

3 発注者は、第1項に規定するモニタリング調査を実施するため、事業用地及び給食調理場等について随時その状況を実地に調査することができ、また、受注者に対し、随時、税務申告書その他の資料及び情報の提出を要請できるものとする。受注者は、この要請がなされたときは、速やかに当該資料及び情報を提出するものとする。

4 発注者は、第1項の規定によるモニタリング調査を実施した場合において、本業務に関する要求水準の内容が十分実施されていないと判断したときは、別紙2に従って受注者に業務改善計画書の提出を求めることができるものとし、受注者は、当該計画書に従い、業務改善を行うものとする。

（通知等）

第41条 この契約に定める請求、通知、報告、申出、承認及び解除等は、書面により、この契約に記載された各当事者の名称及び住所あてに行う。

2 受注者がその名称又は住所を変更した場合は、発注者に変更内容を通知しなければならない。受注者は、この通知を行わない場合には、不到達をもって発注者に対抗できない。

[3 この契約に関する発注者から受注者への通知は、受注者の代表法人に対して行うものとし、代表法人が発注者からの通知を受領したときは、受注者の全ての構成員のためにこれを受領したものとみなす。]

（業務終了に向けた協議）

第42条 発注者と受注者は、履行期間の終了に際して、履行期間終了後の再度の委託契約

締結の可能性や市又は市の指定する第三者に対する給食提供業務の引継ぎに必要な事項等について、履行期間満了の5年前から協議を開始する。

（準拠法）

第43条 この契約は、日本国の法令等に準拠する。

（裁判管轄）

第44条 この契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、発注者の所在地を管轄区域とする地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

（補 則）

第45条 この契約書に定めのない事項については、吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

別紙1 業務委託料の計算方法及び支払方法について（案）

1 業務委託料の計算方法

（1）業務委託料の構成

業務委託料は、次のとおり構成するものとする。

ア 業務委託料A

業務委託料Aは、委託業務に必要な経費のうち、給食調理場への入居又は給食調理場の整備に要する経費とし、給食提供業務開始から令和25年7月31日までの経費を業務期間を通じて、固定費として支払うものとする。

イ 業務委託料B

業務委託料Bは、委託業務に必要な経費のうち、業務委託料A、業務委託料C及び業務委託料D以外の経費（給食の調理、洗浄、光熱水費、調理場の維持管理、食缶・食器の調達等に必要な経費）とし、給食提供業務開始から令和25年7月31日までの経費を業務期間を通じて、固定費として支払うものとする。

ウ 業務委託料C

業務委託料Cは、委託業務に必要な経費のうち、配膳費及び配送費等とし、年間170日分の給食提供に係る経費が該当するものとする。

エ 業務委託料D

業務委託料Dは、委託業務に必要な経費のうち、配膳費及び配送費等とし、年間170日を超えて給食提供を行った場合の経費が該当するものとする。ただし、20日分を上限とする。

業務委託料Dの支払対象となる提供日数は次の計算式により算出する。

（計算式）

支払対象提供日数＝（全中学校の年間延べ給食実施日数÷中学校数）－170日
（1日未満の端数が生じた場合は、四捨五入して算出する。）

※プロポーザル提案においては、業務委託料の総額のほか、その内訳として業務委託料A～Dの金額についても提案いただきます。

2 業務委託料の支払方法について

（1）業務委託料の支払時期について

業務委託料A、業務委託料B及び業務委託料Cは毎月、業務委託料Dは各年度に1度支払うものとする。

（2）業務委託料の支払の流れについて

発注者は、受注者の業務実施状況をモニタリングし、要求水準等が満たされていることを確認した上で、業務委託料を支払う。

発注者は、受注者から、毎月の業務完了後、業務実施状況報告書の提出を受け、業務状況の良否を判断し、当該報告書の受領後10日以内に受注者へモニタリングの結果を通

知する。当該通知の後に受注者は、適法な業務委託料A、業務委託料B及び業務委託料Cの支払請求書を発注者に提出し、発注者はその内容を確認の上、30日以内に支払うものとする。なお、業務委託料Bの各四半期最終月分の支払いには、別紙2によるモニタリングの結果による業務委託料の減額を反映させるものとする。

また、業務委託料Dは、各年度の3月分の支払と合わせて支払うものとする。（令和25年度分は、令和25年7月分と合わせて支払うものとする。）

（3）業務委託料の計算方法について

それぞれの業務委託料は次の計算式に従って算出するものとする。

※毎月の支払が千円単位になるよう調整し、端数については、年度末などにまとめて支払うなど調整を行います。

（計算式）

業務委託料A

各月業務委託料A = [業務委託料B提案額] ÷ [事業実施月数]

●●円 = ●●円 ÷ ●●月

業務委託料B

各月業務委託料B = [業務委託料B提案額] ÷ [事業実施月数]

●●円 = ●●円 ÷ ●●月

業務委託料C

各月業務委託料C = [業務委託料C提案額] ÷ [事業実施月数]

●●円 = ●●円 ÷ ●●月

業務委託料D

日額業務委託料D = [業務委託料D提案額] ÷ [事業実施年数] ÷ 20日

●●円 = ●●円 ÷ ●●年 ÷ 20日

年間業務委託料D = 日額業務委託料D × 支払い対象実施日数

●●円 = ●●円 × 支払い対象実施日数

※令和10年度及び令和25年度については、必要な調整を行います。

業務委託料の区分と支払い時期の関係

区分	経費の内容	支払時期
業務委託料A	給食調理場への入居又は給食調理場の整備に要する経費	業務期間中に、毎月支払う。
業務委託料B	業務委託料A、C及びD以外の経費	業務期間中に、毎月支払う。
業務委託料C	配送・配膳に係る経費のうち、年間170日分の経費	業務期間中に、毎月支払う。
業務委託料D	配送・配膳に係る経費のうち、年間170日を超えて190日までの経費。実績に応じて支払う。	業務期間中の各年度の年度末に支払う。

3 支払い時期と支払額

No.	支払時期	支払額	No.	支払時期	支払額
1	令和●年●月	●円	36	令和●年●月	●円
2	令和●年●月	●円	37	令和●年●月	●円
3	令和●年●月	●円	38	令和●年●月	●円
4	令和●年●月	●円	39	令和●年●月	●円
5	令和●年●月	●円	40	令和●年●月	●円
6	令和●年●月	●円	41	令和●年●月	●円
7	令和●年●月	●円	42	令和●年●月	●円
8	令和●年●月	●円	43	令和●年●月	●円
9	令和●年●月	●円	44	令和●年●月	●円
10	令和●年●月	●円	45	令和●年●月	●円
11	令和●年●月	●円	46	令和●年●月	●円
12	令和●年●月	●円	47	令和●年●月	●円
13	令和●年●月	●円	48	令和●年●月	●円
14	令和●年●月	●円	49	令和●年●月	●円
15	令和●年●月	●円	50	令和●年●月	●円
16	令和●年●月	●円	51	令和●年●月	●円
17	令和●年●月	●円	52	令和●年●月	●円
18	令和●年●月	●円	53	令和●年●月	●円
19	令和●年●月	●円	54	令和●年●月	●円
20	令和●年●月	●円	55	令和●年●月	●円
21	令和●年●月	●円	56	令和●年●月	●円
22	令和●年●月	●円	57	令和●年●月	●円
23	令和●年●月	●円	58	令和●年●月	●円
24	令和●年●月	●円	59	令和●年●月	●円
25	令和●年●月	●円	60	令和●年●月	●円
26	令和●年●月	●円	61	令和●年●月	●円
27	令和●年●月	●円	62	令和●年●月	●円
28	令和●年●月	●円	63	令和●年●月	●円
29	令和●年●月	●円	64	令和●年●月	●円
30	令和●年●月	●円	65	令和●年●月	●円
31	令和●年●月	●円	66	令和●年●月	●円
32	令和●年●月	●円	67	令和●年●月	●円
33	令和●年●月	●円	68	令和●年●月	●円
34	令和●年●月	●円	69	令和●年●月	●円
35	令和●年●月	●円	70	令和●年●月	●円

No.	支払時期	支払額	No.	支払時期	支払額
71	令和●年●月	●円	81	令和●年●月	●円
72	令和●年●月	●円	82	令和●年●月	●円
73	令和●年●月	●円	83	令和●年●月	●円
74	令和●年●月	●円	84	令和●年●月	●円
75	令和●年●月	●円	85	令和●年●月	●円
76	令和●年●月	●円	86	令和●年●月	●円
77	令和●年●月	●円	87	令和●年●月	●円
78	令和●年●月	●円	88	令和●年●月	●円
79	令和●年●月	●円	89	令和●年●月	●円
80	令和●年●月	●円	90	令和●年●月	●円

⋮

	令和●年●月	●円		令和 25 年 5 月	●円
	令和●年●月	●円		令和 25 年 6 月	●円
	令和●年●月	●円		令和 25 年 7 月	●円

別紙2 モニタリング及び業務委託料の減額

給食提供業務に関するモニタリング及び給食提供業務等の不履行に対する業務委託料の減額手続等は以下のとおりとする。

なお、給食提供業務等の不履行に対しては、業務委託料の減額措置等の他、業務に関する指導等を随時行う。

1 給食提供業務等に関するモニタリングの方法

発注者は、その費用負担において、事業期間中、給食提供業務等に関するモニタリングを行う。

(1) 日常モニタリング

発注者は、日常的に施設巡回による業務遂行状況の確認を行う。

(2) 定期モニタリング

市は、月1回、定期モニタリングを行う。定期モニタリングは、事業者が作成し提出した業務報告書の内容を確認し、事業者の業務実施状況をチェックする等の方法により実施する。また、市は必要に応じて施設巡回、業務監視、事業者に対する説明要求及び立会い等を行い、事業者の業務実施状況をチェックする。

(3) 随時モニタリング

発注者は、運営期間中、必要と認めるときは、随時モニタリングを実施する。随時モニタリングにおいては、事業者に事前に通知した上で、運営について事業者の説明を求め、立会いの上確認することができる。事業者は、当該説明及び確認の実施につき発注者に対して最大限の協力を行うものとする。

(3) 事業者からの業務実施状況報告書の提出

事業者は、この契約に定められた維持管理状況及び運営状況を正確に反映した業務実施状況報告書を作成し、発注者に提出する。発注者は提出された業務実施状況報告書等の内容を確認する。

2 給食提供業務等が業務要求水準を満たしていない場合の措置

(1) 発注者は、モニタリングの結果、給食提供業務等の遂行がこの契約等を満たしていないと判断した場合、当該業務についてこの契約等を満たすよう指導等を行うとともに、一定期間内に改善策の提案を求める。さらに、当該四半期間の累積減額ポイントが所定の水準を超過した場合、業務委託料の減額を行う。

(2) 1年間に2回の減額措置を経た後、更に業務不履行（減額ポイントの発生）があった場合、発注者は、給食事業者を変更させることができる。

(3) 対象業務の改善が認められず業務委託料の支払いの減額措置が行われる場合、又は事業者が次の四半期間以内に発注者の要求する変更に応じない場合は、発注者はこの契約を解除することができる。

- (4) 給食提供業務に関して、重大な食中毒等の発生（死者又は重症者の発生）や重大な食物アレルギー対応の誤り（死者又は重症者の発生）等があった場合で、その帰責事由が事業者にあることを発注者が確認した場合で、発注者の要求する給食事業者への対応要求に応じない場合は、発注者はこの契約を解除することができる。

3 給食提供業務等において優れたサービスが提供された場合の措置

- (1) モニタリングの結果、給食提供業務等において、この契約等の水準を上回る水準の個別サービスが提供された場合には、当該期間中の減額ポイントの減算による救済措置を受けることができる。
- (2) 直前1年間について継続して良好なサービスが提供された実績がある場合には、当該期間中の減額ポイントが、減額の行われる基準に達した時点で、減額ポイントの減算による救済措置を受けることができる。2度目以降の救済措置適用については、直前の救済措置適用後1年間継続して良好なサービスが提供された実績がなければ適用しない。
- (3) 上記の減額ポイントの減算による救済措置は、給食提供を行う上で重大な問題が生じた場合（下記4（2）③に該当する場合）には適用できない。

4 減額の方法

(1) 減額の対象となる事態

給食提供業務等がこの契約等に定めた要求水準を満たしていないと確認された場合には、減額ポイントを加算する。その減額ポイントの加算の後、次回支払までの四半期間の減額ポイントが一定値に達した場合には、業務委託料の減額を行う。

給食提供業務等が本契約等に定めた要求水準を満たしていない場合とは、下表に示す事態と同等の事態をいう。

なお、事象の発生に応じた具体的な判断の基準、評価の尺度、モニタリングの方法、あるいは、受注者の提案内容に基づき新たに付加すべき事項等については、受注者の提案内容及びこの契約に定める「給食提供業務計画書」等を踏まえ、運営期間が開始する日までに受注者と協議を行った上で設定することとする。

表 減額の対象となる事態

区分		基準	例示
業務不履行	レベル1	是正しなければ軽微な影響を及ぼすと想定される場合	・給食への軽微な異物混入（毛髪等） ・給食提供業務の未実施、懈怠（レベル2に該当する場合を除く） ・業務報告の不備 ・関係者への連絡不備
	レベル2	是正しなければ重大な影響を及ぼすと想定される場合	・給食への異物混入 ・衛生管理の不備 ・法定・定期点検の未実施、故障等の放置 ・安全措置の不備による事故の発生 ・故意又は長期にわたる関係者への連絡不備 ・給食提供業務従事者に関する重大な要求水準の未達 ・提案内容を満たさない人員配置の頻繁な発生（当該期間の運営日数の25%以上）
提供不全	レベル3	指定時刻に配送されなかった場合	指定時刻までに配送されず、生徒が所定の時刻から給食を喫食できなかった場合
	レベル4	給食の一部が提供されなかった場合	生徒が一部の献立を喫食できなかった場合（2品目以上喫食できなかった場合はレベル5とみなす）
	レベル5	給食が提供されなかった場合	生徒が給食を喫食できなかった場合（アレルギー食の誤配送を含む）
その他重大な問題	レベルA	・虚偽報告が発覚した場合 ・人身事故が発生した場合	
	レベルB	・異物混入により傷病者が発生した場合 ・食物アレルギー対応食の誤りにより傷病者が発生した場合	
	レベルC	・食中毒事故が発生した場合	

（2）減額ポイント

減額ポイントは以下のとおりとする。

発注者は、日常モニタリング、定期モニタリング及び随時モニタリングを経て、対象業務に対応する当月の減額ポイントを確定する。

① 業務不履行の場合（レベル１・２）

業務不履行の場合、業務不履行のレベルに応じて、以下のとおり減額ポイントを付与する。

区分		基準	減額ポイント
業務不履行	レベル１	是正しなければ軽微な影響を及ぼすと想定される場合	１
	レベル２	是正しなければ重大な影響を及ぼすと想定される場合	２

なお、同一の四半期において、同一事象につき、２回目の改善勧告が通知された場合は上記の減額ポイントの２倍、３回目の改善勧告が通知された場合は上記の減額ポイントの３倍を加算し、その後も同様に是正勧告の通知回数で乗じた減額ポイントを加算する。

② 提供不全の場合（レベル３・４・５）

提供不全の場合、提供不全により影響を受けた給食数のレベルに応じて、以下のとおり減額ポイントを付与する

影響を受けた給食数の割合※	減額ポイント		
	レベル３ (配送遅延)	レベル４ (一部未提供)	レベル５ (未提供)
１％未満(０％を含まず)	０.５	１	２
１％以上５％未満		２	４
５％以上１０％未満	１	３	６
１０％以上３０％未満		４	８
３０％以上	２	５	１０

※影響を受けた給食数の割合＝提供不全食数÷当該日の提供給食予定数

③ その他重大な問題（レベルＡ・Ｂ・Ｃ）

上記に関わらず、その他重大な問題があった場合には、以下の減額ポイントを付与する。

ただし、発注者の指導に従い、速やかに改善措置を行った場合、その内容に基づき発注者と協議により減額ポイントを決めるものとする。

区分	基準	減額ポイント
レベルA	・虚偽報告が発覚した場合 ・人身事故が発生した場合	20
レベルB	・異物混入により傷病者が発生した場合 ・食物アレルギー対応食の誤りにより傷病者が発生した場合	30
レベルC	・食中毒事故が発生した場合	40

なお、虚偽の報告が発覚した場合で、当該内容が減額の対象となる事態に該当する場合は、各減額ポイントを合算するものとする。

また、食中毒事故が発生した場合で、営業停止期間を伴う場合（当該食中毒事故発生日、営業停止期間が2四半期にまたがる場合を含む。）であっても減額ポイントは食中毒事故につき40ポイントを超えないものとする。

（3）減額ポイントを加算しない場合

減額の対象となる事態と認められたとしても、以下のア又はイに該当する場合には減額ポイントを加算しない。

ア やむを得ない事由により減額対象となる事態が生じた場合で、かつ、事前に発注者に連絡があった場合

イ 明らかに事業者の責めに帰さない事由によって減額対象となる事態が生じた場合

（4）優れたサービス提供に対して減額ポイントを減算する対象となる事態と減算方法

事業者が優れたサービスを提供した以下のア又はイに該当する場合には、事業者の求めに応じて減額ポイントを減算することがある。なお、減算による救済措置は、最大5ポイントとし、「その他重大な問題」が生じた場合には適用できないものとする。

ア モニタリングの結果、給食提供業務において、本契約等を上回る水準の個別サービスが提供された次に例示するような場合には、当該期間中の減額ポイントを最大5ポイント減算する救済措置を受けることができる。この場合に減算するポイント数は、業務日誌提出後14日以内に事業者に通知する。

- ① 食材の納入が遅れ、給食提供に影響が及ぶ可能性がある状況において、事業者が発注者に協力し、影響を最小限に食い止めた場合
- ② 不可抗力による災害に際して、事業者の創意工夫と努力によって、給食提供サービスを維持、あるいは速やかに復旧した場合 等

イ 直前1年間について3か月毎の減額ポイントの合計が2点以下であった場合には、減額ポイントが5点を超過した時に救済措置として2点を減算できるものとする。2度目以降の救済措置適用については、直前の救済措置適用後1年間継続して良好なサービスが提供された実績がなければ適用しない。

(5) 減額ポイントの支払額への反映

発注者は、モニタリングが終了し、減額ポイントを付与する場合には、事業者には減額ポイントを通知する。業務委託料の支払に際しては、当該四半期の減額ポイントの合計を計算し、次表に従って四半期分の業務委託料Bに相当する額に対し、該当する減額割合を乗じて減額の計算を行う。

発注者は、当該四半期に合計された減額ポイントを、当該期間のモニタリングにのみ用いるものとし、次の四半期に持ち越さない。

受注者は、必要に応じ減額の対象となった業務について、発注者に対し説明を行うことができるほか、減額について異議がある場合には、申立てを行うことができるものとする。この場合において、当該四半期の業務委託料の支払時期までに減額ポイントを確定することが困難である場合は、減額ポイントを確定し、事業者へ通知した日の属する四半期に係る業務委託料の支払額から減額を行う。

減額ポイント合計	減額率の計算方法	減額率の範囲
5ポイント未満	0%にて固定	0%
5ポイント以上 10ポイント以下	5ポイントで減額率0.5%。 さらに5ポイントを超えて1ポイント増えるごとに減額率0.5%増加 10ポイントで減額率3%。	0.5%～3%
10ポイント超 30ポイント以下	さらに10ポイントを超えて1ポイント増えるごとに減額率1%増加 30ポイントで減額率23%	3%～23%
30ポイント超 40ポイント以下	さらに30ポイントを超えて1ポイント増えるごとに減額率1.5%増加 40ポイントで減額率38%	24.5%～38%
40ポイント超	40%にて固定	40%（さらに当該四半期分の給食提供業務に係る対価の支払停止※）

※ 支払停止の措置が発生した場合、翌四半期以降で初めて四半期の合計減額ポイントが20ポイント以下となった四半期分の業務委託料に、支払停止措置が発生した四半期の減額の措置後の業務委託料を加算して支払う。

業務委託料の減額は、この契約書別紙1で算定した業務委託料Bに減額割合を乗じた額とする。

消費税及び地方消費税を除く減額する額に一円未満の端数が生じた場合、その端数金額を切り上げる。また、かかる業務委託料Bをもとに計算した消費税及び地方消費税に端数が生じた場合、その端数金額を切り上げる。

(6) 減額ポイントの連続発生に伴う措置

2四半期連続して減額ポイントの合計が21以上となった場合、発注者は、上記(5)の業務委託料の減額措置に加え、当該連続する四半期の業務委託料の支払いを停止する。

この場合、当該連続する四半期以降の四半期において、減額ポイントが20ポイント以下となった場合、減額ポイントが20ポイント以下となった四半期の業務委託料に、支払い停止となった四半期の業務委託料を加算して支払う。

別 記

保有個人情報取扱いに係る特記事項

（個人情報を取扱う際の基本的事項）

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関連して個人情報を扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、適切に取り扱わなければならない。

2 受注者は、吹田市情報セキュリティポリシー（平成29年5月18日制定）、吹田市の保有する個人情報等保護管理要領（令和5年4月1日施行）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令を遵守しなければならない。

（収集の制限）

第2条 受注者は、本契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない

（再委託）

第3条 受注者は、原則として本委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 受注者は本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承認を得なければならない。

3 前項の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

（責任体制）

第4条 受注者は、個人情報の取扱いに関する責任体制及び管理責任者を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

2 受注者及び受注者の管理責任者は、発注者から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

（委託業務の調査等）

第5条 発注者は、個人情報を保護するために必要な限度において、個人情報を取り扱う事務について、受注者に対し、管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査等を行うものとする。

2 受注者は、発注者から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

3 前2項に規定する委託業務の調査等については、受注者が再委託した場合も同様とする。

4 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する報告及び緊急時報告の手順を定めて発注者に提出し、その承諾を得なければならない。

(事故の防止及び発生時における責任)

第6条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、毀損及びその他の事故（以下「漏えい事故」という。）を未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、漏えい事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容及び件数並びに事故の発生場所及び発生状況を書面により報告し、事故の対応について発注者の指示に従わなければならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

3 受注者は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、発注者と協力して必要な措置を講じ、かつ、発注者の指示に従わなければならない。

4 受注者は、漏えい事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡並びに証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

(資料等の返還等)

第7条 受注者は、本契約業務を処理するために発注者から提供され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、契約期間満了後又は契約解除後直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 受注者は、前項の規定により個人情報を消去し、又は廃棄する場合は、事前に消去し、又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名及び数量、消去又は廃棄の方法並びに処理予定日を書面により発注者に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受注者は、第1項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去し、又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

5 受注者は、第1項の規定により個人情報を消去し、又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を発注者に提出しなければならない。

(個人情報の管理方法)

第8条 受注者は、個人情報を、善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ、本契約業務以外の用途に使用してはならない。

2 受注者は、個人情報の保管に当たっては本契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

3 受注者は、発注者の承諾を得ることなく個人情報を発注者の指定する場所以外の場所に持ち出してはならない。

4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、委託業務を実施するために発注者から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(秘密の保持)

第9条 受注者は、個人情報の内容を他人に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

2 受注者は、前項の規定に違反したときは、直ちに発注者においてその事実及び経過について公表されても一切異議申し立てを行うことができない。

3 受注者は、本契約業務の従事者に秘密の保持等の適正な取扱いに関する誓約書を記入させて発注者に対して提出しなければならない。

(教育及び研修)

第10条 受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、従事者が遵守すべき事項、本契約業務の適切な履行のために必要な事項及び次の各号に規定する関連法令等について、本契約業務に従事する従業員に対して教育及び研修を実施しなければならない。

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

(2) 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年12月18日特定個人情報保護委員会公布）

(3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

(4) 吹田市の保有する個人情報等保護管理要領(令和5年4月1日施行)

(5) 吹田市情報セキュリティポリシー

(発注者の解除権)

第11条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(補則)

第12条 受注者は、個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、発注者と協議し、その指示に従わなければならない。

2 本特記事項に定める事項（第3条を除く）は、第3条により受注者から再委託を受けた受任者又は下請負人についても適用する。